

# 基金の適正管理について

伊丹市 財政基盤部 財政企画室 経営企画課

# 人口減少など社会情勢の変化が自治体財政に与える影響

## 1. 物価・賃金・金利の上昇



今後の財政は…  
楽観できない

## 2. 人口減少、高齢化の進展



今後の財政は…  
厳しくなる

## 3. コロナ禍で自治体財政は結果として改善

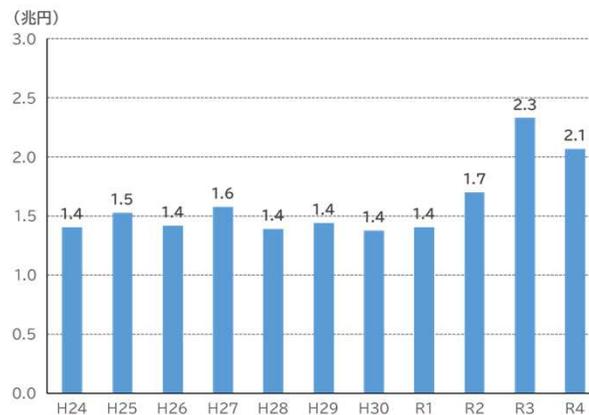
- ・ R2～R4全国の自治体で実質収支が増加した
- ・ R2～R4全国の自治体で基金残高が増加した



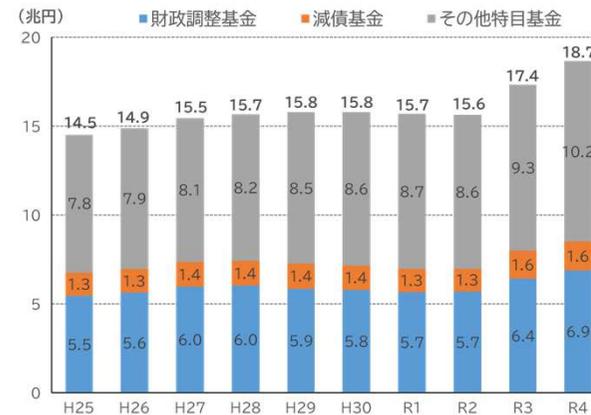
特殊事情による  
財政の改善は見込めない

今後の財政は…  
楽観できない

実質収支の推移(市町村合計)



基金残高の推移(市町村合計)



### 行財政運営のあり方 (論点)

財政規律・健全化の目標値を定め、**堅実な財政運営**と成長戦略を実現する**未来へ投資する枠組み**が必要ではないか

## 基金とは（法的根拠など）

### 1. 法的根拠

- 地方自治法第241条
  - 条例の定めるところにより、基金を設けることができる。
  - 目的のためでなければこれを処分することができない。
- 地方財政法第7条
  - 決算剰余金のうち二分の一を下らない金額を積み立て、又は地方債の繰上償還の財源に充てなければならない。

### 2. 基金の活用方法

- 地方財政法第4条の3
  - 翌年度以降における財政の健全な運営に資するため、積み立て、長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充て、又は償還期限を繰り上げて行う地方債の償還の財源に充てなければならない。

### 3. 本市における基金の設置状況（一般会計）

- 財政調整基金・・・将来にわたる財政の健全な運営に資するため
- 公債管理基金・・・市公債の償還および適正な管理に必要な財源を確保し、将来にわたる財政の健全な運営に資するため
- 公共施設等整備保全基金・・・公共施設及び公用施設の整備及び保全に要する資金を積み立てるため
- 一般職員退職手当基金・・・退職手当の支給財源を積み立てるため
- 他7つの特定目的基金（国際・平和、子育て支援、健康福祉、みどり環境、にぎわい創出、安全安心まちづくり、教育）

目的に応じた基金を、条例に基づき設置し管理している

# 現プランにおける基金に係る規律・目標の設定状況

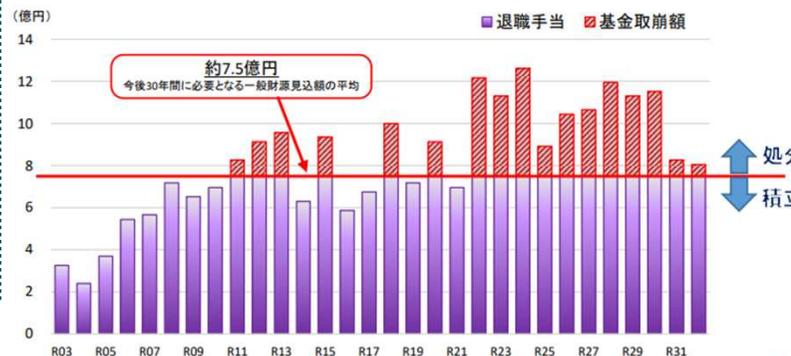
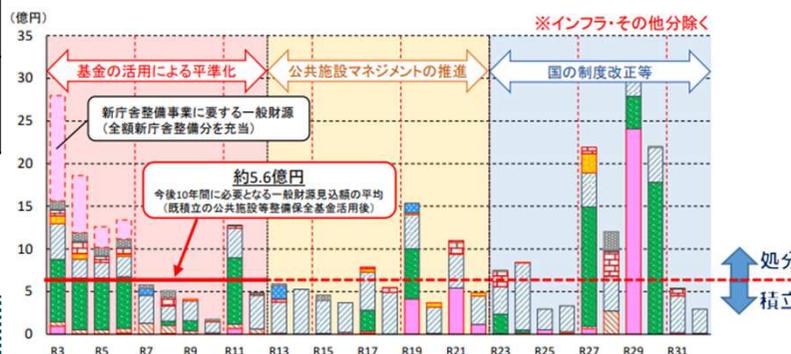
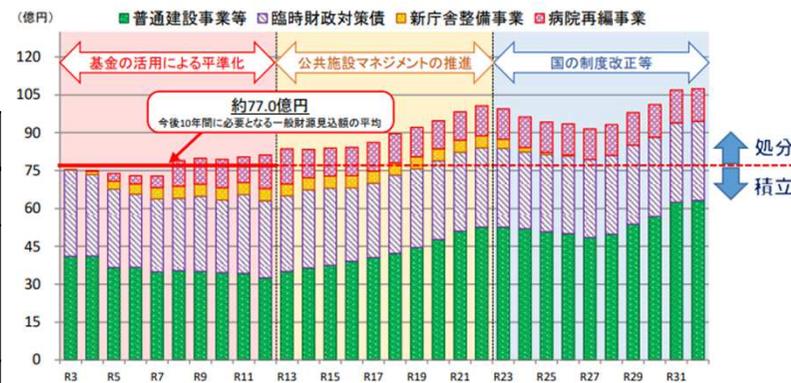
基金名	規律・目標の対象	内容
財政調整基金	基金残高の規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>標準財政規模の17%~20%の範囲内</li> </ul>
公債管理基金	積立・取崩のルール	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方債の償還を平準化(10年間の見込額平均77.0億円を基準)</li> <li>決算剰余金の1/2以上を優先的に積立</li> </ul>
公共施設等整備保全基金		<ul style="list-style-type: none"> <li>普通建設事業費の一般財源を平準化(10年間の見込額平均5.6億円を基準)</li> </ul>
一般職員退職手当基金		<ul style="list-style-type: none"> <li>一般職員退職手当を平準化(30年間の見込額平均7.5億円を基準)</li> </ul>

※標準財政規模・・・地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模。家計に例えると、毎月のお給料（ボーナス除く）の合計。

## 【現・行財政プランより】

財政調整基金は、（中略）

国から地方公共団体の基金の適正な管理・運営についての通知が出されており、（中略）、基金現在高の目標額は、災害発生等の不測の事態への備えとして、一般会計だけでなく特別会計や公営企業を含む全会計の健全化判断比率である連結実質赤字比率の早期健全化基準（標準財政規模の16.42%）を上回る17%以上を確保するとともに、過大な資金保有とならないよう、積立上限を20%以下とし、適正な管理・運営を推進します。



## 本市における基金の状況

基金名	基金の設置目的	H29末残高	R4末残高	増減額
一般職員退職手当基金	退職手当の支給財源を積み立てる	13億5千万円	31億4千万円	+17億8千万円
財政調整基金	将来にわたる財政の健全な運営に資する	76億1千万円	72億5千万円	▲3億6千万円
公債管理基金	公債の償還および適正な管理に必要な財源を確保し、将来にわたる財政の健全な運営に資する	6億3千万円	128億2千万円	+121億9千万円
公共施設等整備保全基金	公共施設及び公用施設の整備及び保全に要する資金を積み立てる	42億8千万円	37億8千万円	▲5億円
国際・平和基金	国際交流と多文化共生を推進し、および平和に貢献する地域社会の形成を推進する	1億2千万円	1億2千万円	▲1千万円
子育て支援基金	安心して子育てができる環境整備及び子どもの健全な育成を図る	5千万円	8千万円	+3千万円
健康福祉基金	健康でともに支え合いながら暮らせる福祉社会の形成を図る	3億3千万円	3億7千万円	+4千万円
みどり環境基金	緑化を推進するとともに、自然環境の保全及び自然との共生を図る	9千万円	2億5千万円	+1億6千万円
にぎわい創出基金	文化の振興、文化財の保護及び活用、良好な景観づくり、地域経済の活性化等による、まちのにぎわいの創出を図る	1億9千万円	1億7千万円	▲2千万円
安全安心まちづくり基金	災害、犯罪及び交通事故その他の事故に係る安全対策を充実させ、市民が安心して暮らすことができる安全なまちづくりを推進する	2千万円	7億1千万円	+6億9千万円
教育振興基金	教育及びスポーツの振興を図る	7千万円	6千万円	▲1千万円
合計		147億5千万円	287億4千万円	+139億9千万円

※100万円以下を四捨五入しているため、合計・増減額が一致しない場合があります。

## 基金の運用について

- 金融変動リスクなどに対応するため、ラダー型による運用を実施
- 基金は**确实かつ効率的に運用**しており、物価上昇を上回る運用は困難

### 1. 基金の積立金に関する法規定

- 地方自治法第241条第2項

基金は、条例で定める特定の目的に応じ、及び**确实かつ効率的に運用**しなければならない。

- 地方財政法第4条の3第3項

積立金は、銀行その他の金融機関への預金、国債証券、地方債証券、政府保証債券（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他の証券の買入れ等の**确实な方法により運用**しなければならない。

### 2. 本市における債券運用に係る基準

- 伊丹市公金の管理に関する指針

➢ 第4条第1項第2号 歳計現金等のうち支払準備金に支障のない**余剰資金は、（略）最も确实かつ有利な方法で運用**する。

➢ 第4条第2項 基金は、（略）前項第2号の基準に準じて運用する。

- ・流動性 : **ラダー型運用の実施**
- ・安全性・収益性 : **リスクの低い債券・地方債等以上での債券運用**

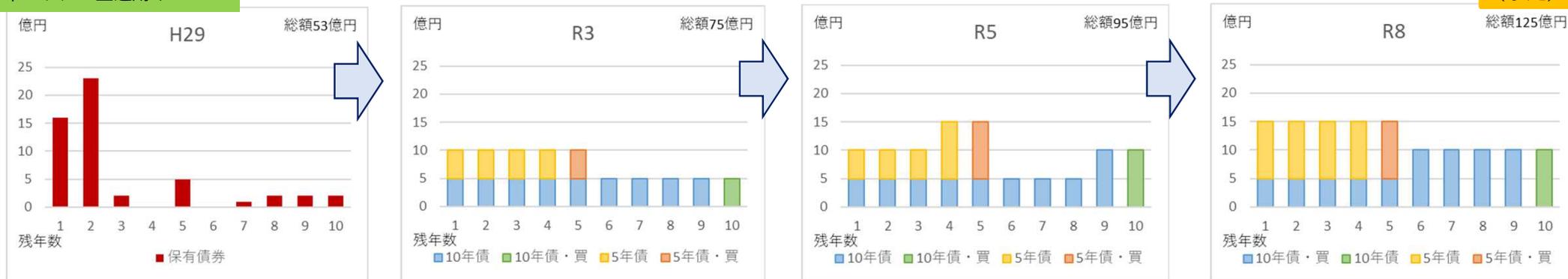
- 伊丹市債券等運用基準

➢ 第2条 債券の運用にあたっては、**安全性、流動性を確保した上で、収益性を追求**するものとする。

➢ 第3条 購入対象とする債券等は、元本の償還及び利息の支払が**确实な日本国債、政府保証債**(日本国の政府が保証したものに限り) 地方債 (日本国内の地方公共団体が発行したものに限り) 及びこれらに準ずる債券、並びに金銭信託とする。

(予定)

本市のラダー型運用イメージ

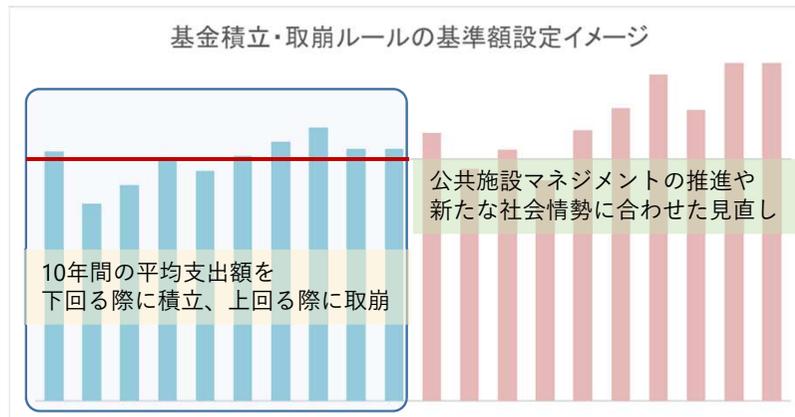


# 基金に関する規律、目標等

## 1. 財政負担を平準化する基金積立取崩ルールの継続

財政負担  
平準化

- 将来負担に応じた金額を踏まえて、基金積立取崩のルールを継続
  - 公債管理基金および公共施設等整備保全基金は、今後10年間の支出平均額を基準にルール化
  - 見通しが容易な退職手当基金は、今後30年間の支出総額を基準にルール化  
※定年延長の影響を踏まえ、過度な基金残高とならないようルールを設定



## 2. 適正な基金規模の維持に向けた、基金残高ルールを設定

残高管理

将来を見通した基金の適正規模を設定する

- 「運用金利 < 物価上昇」の局面であれば、基金の実質額が目減りしていくリスクを認識
  - ⇒ 財政調整基金（標準財政規模の17%~20%）のルールは継続
  - ⇒ 公債管理基金に関する新たなルールを設定

公債管理基金にも  
残高管理水準を設定すべき

## 3. 長期運用による歳入の確保

安全な管理

- 安定的な財政運営には一定程度の基金保有は必要
- 基金総額を踏まえて長期運用額を柔軟に変動し、効率的に運用

効率的運用



行財政運営のあり方（論点）

- 物価上昇局面においては、過度な基金保有にならないようルールを設定すべき
- 基金の運用にあたっては、確実かつ効率的な運用を継続すべき

